

## 新型コロナウイルス感染症対策について(令和5年4月臨時会以降)

令和5年4月臨時会以降における新型コロナウイルス感染症対策について、令和5年3月定例会までの取り組みをもとに、次のとおり行うもの。

- (1) 委員会室、会派控室、事務室等の適切な換気等
- (2) 手指衛生の徹底
- (3) 体温の計測及び発熱者の入庁制限
- (4) 市歌の斉唱の中止
- (5) 第2質問以降の発言者席（以下、発言者席）の設置
- (6) 議場への飲料水の持ち込み
- (7) 委員会における着席場所の変更
- (8) 委員会における執行部説明員を原則課長以上とする  
（説明員の紹介は局長級のみとし、部長級以下の職員は名簿により紹介する）
- (9) 本会議・委員会の傍聴について
  - ア 緊急事態宣言が発令中の期間  
傍聴の自粛を求める
  - イ 緊急事態宣言が発令されていない期間  
感染防止対策を講じた上で、傍聴を認める